

加監第39号

平成22年7月27日

[REDACTED]様

加西市監査委員 小谷 融  
加西市監査委員 桜井 光男

### 加西市職員措置請求について（通知）

平成22年7月15日に提出された標記の住民監査請求について、下記のとおり、却下することを決定したので通知します。

#### 記

##### 1. 監査請求の趣旨

平成22年7月15日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

平成22年4月1日に加西市長中川暢三と加西自動車事業共同組合代表理事高井寛文との間で締結された「公用車保守管理委託業務単価契約書」は、印紙税法「別表第1 番号2 請負に関する契約書」に該当し、1,000円の印紙税が課される。しかし、同契約書には、1,000円ではなく、400円の印紙が貼り付けられており、600円の不足となっている。これは印紙税法違反であり、過怠税が徴収されることになる。

加西市長は、この過怠税を市役所に支払うべきである。

##### 2. 却下理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、当該行為の是正又は未然の防止を目的とするものである。

従って、住民監査請求の対象は、当該地方公共団体の執行機関又は職員の法令違反等に

による具体的な損害の発生等を伴う違法又は不当な財務会計行為であることが必要である。

地方公共団体が作成する文書は、印紙税法第5条第2号の規定により、印紙税を課さないこととされている。従って、請求の対象となっている行為は、財務会計上の行為には該当しない。

よって、本件の監査請求は、法令の監査請求対象の要件を欠いたものであることから却下する。

なお、加西自動車事業共同組合が納付すべき税額の不足額は、平成22年5月31日、同組合が上記契約書に600円の印紙を貼り付け納付済みである。